

2024年3月28日

東日本電信電話株式会社 埼玉支店

幸手市と東日本電信電話株式会社 埼玉支店が 「災害時における通信障害復旧の連携及び防災・危機管理業務の デジタル活用に向けた共同検討に関する協定」締結

埼玉県幸手市（市長：木村 純夫）と東日本電信電話株式会社 埼玉支店（支店長：市川 泰吾、以下「NTT東日本」）は、2024年3月28日（木）に「災害時における通信障害復旧の連携及び防災・危機管理業務のデジタル活用に向けた共同検討に関する協定」を締結しました。

1. 背景・目的

この取り組みは、地域における災害対策の強化とICTインフラの安定化のため、住民の安全や生活を守る役割を担う幸手市と、通信の早期復旧の役割を担うNTT東日本が災害時に協力し合う関係を築き、様々な自然災害に備え、地域の防災力を高めることを目的としています。

また、デジタル技術を活用して防災・危機管理業務の効率化やレジリエンスの高いまちづくりに取り組み、持続可能な発展に寄与してまいります。

2. 概要

名称：災害時における通信障害復旧の連携及び防災・危機管理業務のデジタル活用に向けた共同検討に関する協定

締結日：2024年3月28日（木）（幸手市役所 本庁舎 二階 応接室）

締結者：幸手市 市長 木村 純夫

NTT東日本 埼玉支店長 市川 泰吾

3. 協定の主な内容

災害時の通信の早期復旧・支援活動における連絡・協力体制の確保とデジタル技術を活用した防災・危機管理業務の効率化と安全性の推進

（1）災害時の情報連携

①幸手市からの情報連携

- 復旧を優先すべき重要施設（ライフラインの迅速な復旧が求められる災害拠点、応急救助の拠点となる庁舎等）のリストを作成し更新の都度、随時提供
- 住民が避難している地域、避難所の情報を提供

②NTT東日本からの情報連携

- ・ 通信障害の発生状況や復旧見込等、通信障害に関連する情報を提供

③相互の情報連携

- ・ それぞれが知り得た道路陥没、水没、土砂崩落、樹木倒壊等による道路寸断の情報、道路復旧の状況を共有

(2) 災害時の相互協力

- ① 通信の復旧に係る応急措置の実施
- ② 通信の復旧に支障となる障害物等の除去
- ③ 所有する施設や駐車場等の利用
- ④ 住民への通信障害情報等の周知のための、幸手市の防災行政無線、防災メール、広報媒体等の利用

(3) 平時の連携

- ① 災害時における通信障害に備えた定期的な訓練や演習の実施
- ② デジタル技術を活用した情報共有や協力関係の強化